KEMPOSでのロシア特許出願入力の手引き

本稿では、KEMPOSでのロシア特許出願の入力について説明します。

目 次

(1)	現行の特許法の概要	1
(2)	出願種別、使用手続、期限の設定	2
(3)	出願/国内移行	4
(4)	審查請求	5
(5)	オフィスアクション	5
	意見書、補正書	
(7)	拒絶査定	6
. ,	特許査定	
(9)	設定納付	7
(10)	登録	7
(11)	登録後の年金の納付	8

(1) 現行の特許法の概要

- ・ロシア特許法の概要は以下のとおりです。 現在は2024年10月5日施行の改正法が適用されています。
- 1. 存続期間は出願日から20年です。
- 2. 優先権主張を伴う場合、優先日から16か月以内に優先権証明書を提出する必要があります。
- 3. 出願公開制度があります。 出願日から1年6か月が経過すると公開されます。
- 4. 審査請求制度があります。
 - 出願日から3年以内に審査請求を行う必要があります。
- 5. 拒絶査定に対しては不服申立を行うことができます。 応答期間は拒絶査定から6か月以内です。
- 6.登録査定(特許付与の決定)となった場合、2か月以内に所定の庁費用を納付する必要があります。
- 7. 年金期限の起算日は出願日です。 2024年10月より、5年ごとの納付に制度が変更になりました。

(2) 出願種別、使用手続、期限の設定

・出願種別「RU 特許」の設定です (パリルート、PCTルートに基づく出願いずれもこの種別を使用します)。



- ・存続期間は出願日から20年です。
- ・年金期限の起算日は出願日です。
- ・初回の年金として登録時に5年度分以降を納付します。
- ・RU特許の使用手続の設定です。

	国手続設定					- 🗆 X
2091	0 RU	ロシア		使用可能手続の印刷	手続定義の追加と修正	工程分類の追加と修正
Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS IDS Rep 対象国	IDS 変更/ 提出 削除
▶ RU	ロシア	出願	二出願(審)	し 出願(審査請求期限の	計算あり)	
RU	ロシア	出願	変更出願(審)	変更出願(審査請求期)		F V
RU	ロシア	出願	分割出願(審)	√ 分割出願(審査請求期	限の計算あり) 一	F V
		出願	国際出願(各国)	▽ 国際出願(予備審査請	求期限の計算なし、一	F V
RU	ロシア	出願	国内移行(審)	→ PCT出願の国内移行()	審査請求期限の計。一	
		出願	国内移行作業	√ PCT出願の指定国段階	での移行作業 一	F V
		審査	国際公開	▽ 国際公開		
		審査	原番通知	✓ 出願番号通知	Γ	F
RU	ロシア	審査	▽ 登録査定	▽ 登録査定(設定納付期	限の計算あり)	F V
RU	ロシア	審査	納付	▽ 設定納付(納付年数入	力なし)	Г
RU	ロシア	審査	√ 登録(年金3)	√ 登録(納付年数入力・花)	字続期限·次回年金	
		特許庁から指令・通知	拒絕査定	√ 拒絕査定	Г	
RU	ロシア	特許庁から指令・通知	上 拒絕査定	√ 拒絕査定		
		特許庁から指令・通知	U.Action	√ オフィスアクション		
RU	ロシア	特許庁から指令・通知	U.Action	√ オフィスアクション	V	Г
		特許庁から指令・通知	、 庁通知	√ 特許庁からの通知(応	答不要)	
		特許庁への応答・提出	人優先証明	√ 優先権証明書の提出	Г	
		特許庁への応答・提出	翻訳提出	▽ 翻訳文の提出	Г	Г
		特許庁への応答・提出	」 追完提出	√ 追完提出	Г	Г
		特許庁への応答・提出	√ 審査請求	√ 審査請求	Г	Г
		特許庁への応答・提出	対庁書類	√ 特許庁へのその他の技事	是出書類 <u></u> 厂	Г
		特許庁への応答・提出	期間延長		Г	Г
		特許庁への応答・提出	▽ 出願復活	▽ 出願復活	Г	Г
		特許庁への応答・提出	変更手続	▽ 変更手続	Г	Г
		特許庁への応答・提出	▽ 分割手続	▽ 分割手続	Г	Г
		顧客・代理人との連絡	√ 放棄回答	▽ 放棄回答	Г	Г
		顧客・代理人との連絡	、 放棄指示	▽ 放棄指示	Г	Г
		顧客・代理人との連絡	√ 放置	√ 放置	Г	
		顧客・代理人との連絡	V OA回答	□ OA(出願人からの回答)		
- 12		顧客・代理人との連絡	OA指示	IOA(代理人への指示)		
H-L:	H ← 1 / 71 →	N №	検索			

・RU特許の応答期間の設定です。

Ē	3 手続期限設定																_
応答期間設定 UMM 20910 V 手続ID V																	
	共通種別	国名		固有種別		期限を発生する手続	期限題名	起算日		到達期 間加算			延長期1				
1	~ <u>~</u>	シア	~	RU特許	-		審判請求	手続日	~	無しマ	-6	-6	0	0	0	0	0
I^{-}	~ <u>_</u>	シア	~	RU特許	~	登録査定(設定納付期限の計算	設定納付	手続日	~	無し、	-2	-2	0	0	0	0	0
<u></u>	· ~ □	シア	~	RU特許	V	オフィスアクション	Due Date	手続日	~	無し、	-3	-3	-10 -	10	0	0	0

・RU_EA 特許の設定です。

(ユーラシア条約に基づく出願はこの種別を使用します。)



手続設定、応答期間設定については RU 特許と同じ設定になります。

KEMPOSでは下記の手順で手続の入力を行います。

(3) 出願/国内移行

(パリルートの場合)

- ・出願の入力には「出願(審査請求期限の計算あり)」の手続を使用します。
- ・出願の入力で出願日から3年の審査請求期限が設定されます。 また、優先日から16か月の優先権証明書提出期限をセットします。



(PCTルートの場合)

・国内移行の入力には「PCT 出願の国内移行(審査請求期限の計算あり)」の手続を使用します。 国内移行の入力で国際出願日から3年の審査請求期限が設定されます。

(4) 審査請求

・審査請求の入力には「審査請求」の手続を使用します。 審査請求の入力で出願台帳の審査請求日に日付がセットされます。

(5) オフィスアクション

- ・実体審査後、審査官が特許要件を満たしていないと判断した場合には拒絶理由通知がなされます。 応答期間は通知から3か月で、請求により最大10か月の延長が可能です。
- ・オフィスアクションの入力には「オフィスアクション」の手続を使用します。 応答期限として3か月後の日付がセットされます。



(6) 意見書、補正書

・拒絶理由通知 (OA) に対しては意見書、補正書で応答します。 KEMPOSでは「OA (代理人からの手続完了の報告)」の手続を使用して期限を解除します。

(7) 拒絶査定

- ・拒絶理由 (OA) に対して応答しない、応答したが拒絶理由が解消しない場合、拒絶査定となります。
- ・拒絶査定の入力には「拒絶査定」の手続を使用します。 不服申立の期限として6か月後の日付がセットされます。



(8) 特許査定

・特許査定の入力には「登録査定(設定納付期限の計算あり)」の手続を使用します。 登録料納付の期限として2か月後の日付がセットされます。



(9) 設定納付

・登録料納付の入力には「設定納付(納付年数入力なし)」の手続を使用します。 入力により、設定納付の応答期限を解除します。

(10) 登録

・登録の入力には「登録(納付年数入力・存続期限・次回年金期限の計算あり)」の手続を使用します。



- ・出願日が年金起算日として設定されます。
- ・登録の入力で出願日から20年の存続期限がセットされます。 5年単位での納付年が設定されます。

(11) 登録後の年金の納付

- ・外国出願の場合、通常、外国代理人からの完了報告をもって年金期限の更新を行います。
- ・納付の入力には「年金納付(代理人からの完了報告)(期限更新)」の手続を使用します。 納付年は5年単位になります。



- ・納付の入力で次回の年金期限がセットされます。
- ・以降、同様に「年金納付(代理人からの完了報告)(期限更新)」の手続で期限更新を行います。